

松戸市学校給食に関する申請書

(宛先) 松戸市長

記入日：令和 年 月 日

申請者 (保護者)	住 所	
	カナ氏名	
	氏 名	
	連絡先電話番号	
他方の 保護者	住 所	
	カナ氏名	
	氏 名	
	連絡先電話番号	

同意事項

下記の内容について、世帯内全ての保護者が同意の上、松戸市立小・中学校に在籍する期間中の学校給食の提供を申込みます。ただし、給食提供の必要がない場合は、在籍校へ「給食停止届」を提出します。

- (1) 住民基本台帳の住民情報及び生活保護・就学援助の受給状況等の情報を松戸市が確認すること。
- (2) 市民税等に関する課税状況を松戸市が確認すること。
- (3) 学校給食費に関する支援の受給状況等を松戸市と関係市町村の間で調査・確認すること。(市外からの転入の場合等)
- (4) 上記(1)～(3)への同意は私の世帯に属する児童・生徒が松戸市立小・中学校に在籍する期間、継続すること。
- (5) 学校給食費の滞納が生じた(または、現に滞納がある)場合、市の債権管理に関して以下の事項を承諾すること。
 1. 債権の保全上必要があるときは債務者(=保護者。以下「債務者」という。)に対し、その債務又は資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めること。
 2. 市が保有する債務者の情報のうち、債権の管理のために必要な情報を市長が利用すること。
 3. 債務者の財産及び財産に関連がある情報(以下「財産等」という。)について、次に掲げる者に質問し、又は財産等に関する帳簿書類等を調査すること。
 - (ア) 債務者の財産を占有する者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある者
 - (イ) 債務者等に対し債権もしくは債務があり(金融機関、給与支払者、取引先等)、又は債権者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
 - (ウ) 債務者が株主又は出資者である法人
 - (エ) (ア) から (ウ) に掲げる者のほか、債務者に関係がある者
 4. 通学校への緊急連絡先の情報を確認し、利用すること。

児童手当からの充当に関する同意事項

- 学校給食費に滞納があった場合、児童手当法第21条第1項・第2項の規定に基づき、市長から支給を受ける児童手当の額から、当該児童手当の支払日をもって滞納している給食費の支払いに充てること。
- 上記内容への同意はその撤回を行わない限り、継続すること。

どちらかにチェックしてください

- 上記内容について、世帯内全ての保護者が同意します。
- 上記内容に同意しません。

★裏面にお子様の氏名等をご記入ください★

松戸市立の小中学校に通っている子を記入してください。

	カナ 氏名	生年月日	在籍している学校	学年
1		平成 ・ 令和 年 月 日		年
2		平成 ・ 令和 年 月 日		年
3		平成 ・ 令和 年 月 日		年
4		平成 ・ 令和 年 月 日		年
5		平成 ・ 令和 年 月 日		年
6		平成 ・ 令和 年 月 日		年
7		平成 ・ 令和 年 月 日		年
8		平成 ・ 令和 年 月 日		年

学校給食費等の支援について(該当がないかご確認ください)

次の支援制度に該当するお子様がいる場合は、別の申請書の提出をお願いします。

【①松戸市立中学校 第3子以降の学校給食費無償化】

扶養している子が3人以上いて、年齢順に上から数えて、第3子以降の子が松戸市立中学校で給食を喫食する場合、無償化の対象となります。

【②弁当等持参者への支援の概要】

お子様が松戸市立小・中学校で学校給食を喫食する代わりに持参した弁当等を喫食している場合、弁当等を持参した日数×単価で計算した金額を支給する制度です。

【③長期欠席の支援制度の概要】

松戸市立小中学校に在籍していて、長期欠席等により在籍する学校を1か月以上お休みし、欠食届・停止届を学校へ提出し、給食を停止している児童生徒がいる場合、該当する月数×支援金額(月額)で計算した金額を支給する制度です。